

## 12月からの制度改正

2023年12月から、資格取得届等について被保険者の住民票上の住所の記載を必須化すること等が示されましたので、お知らせいたします。

今後届出いただく、「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」及び「任意継続被保険者資格取得申出書」における住所には、住民票の住所を記載してください。

また、被保険者・被扶養者が住所を変更したときは、「住所等変更届」の提出をお願いいたします。

●届出様式を変更しましたのでご活用ください。

- ①被保険者資格取得届
- ②被扶養者（異動）届
- ③被保険者住所等変更届
- ④被扶養者住所等変更届
- ⑤任意継続被保険者資格取得申出書